

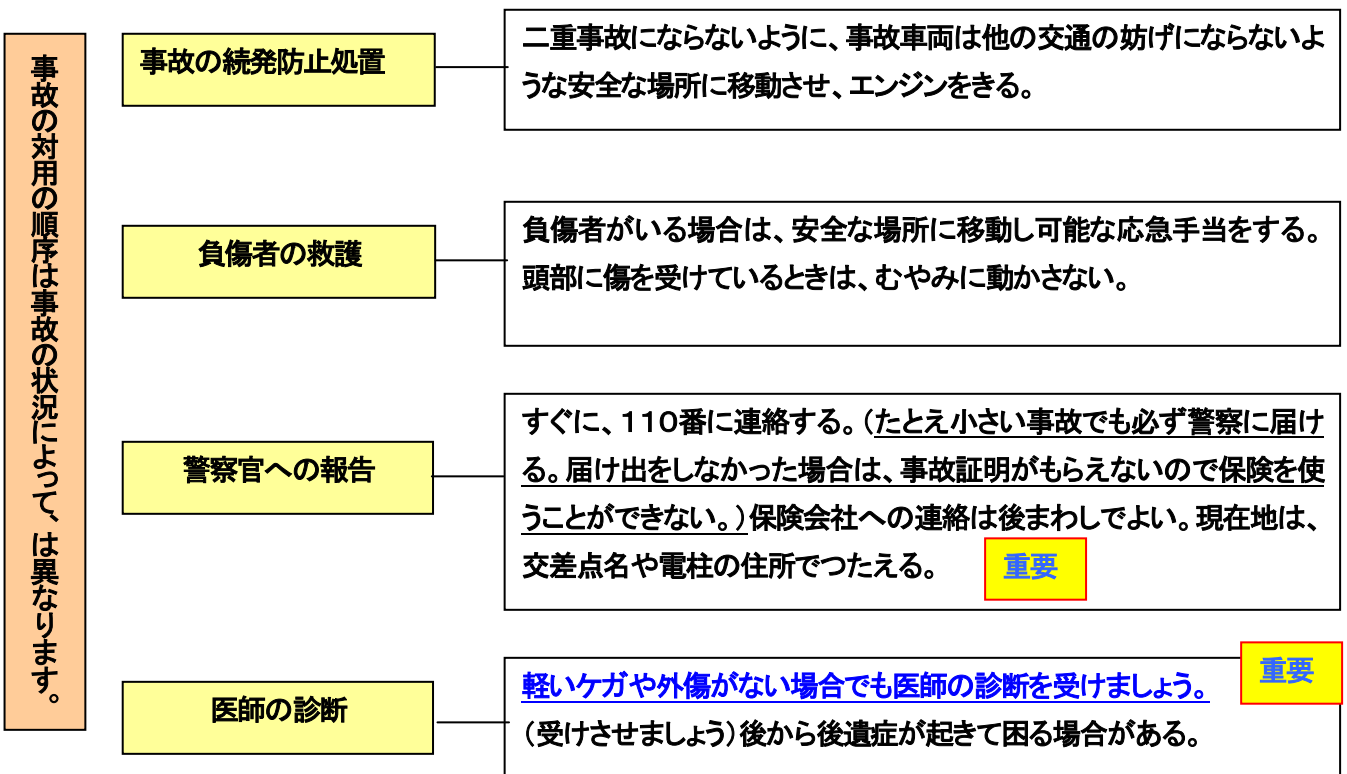
## 2 段階・履修番号(14)例題とポイント

### <交通事故のとき・自動車の所有者などの心得と保険制度>

#### <練習問題>

- ① 交通事故をおこしたので、負傷者の救護より先に会社に電話で連絡した。  
(ヒント 下記1を参照) 教本 P194
- ② 交通事故を起こしたときは、その場で示談解決すれば警察に届けなくてもよい。  
(ヒント 下記1を参照) 教本 P194
- ③ 交通事故を起こし、相手のケガが軽ければ医師の診断を受けさせなくてもよい。  
(ヒント 下記1を参照) 教本 P195
- ④ 自動車の検査証や自賠償保険証明書は重要な書類なので車とは別の場所に保管する。  
(ヒント 下記2-④参照) 教本 P199
- ⑤ 自動車の所有者は、強制保険はもちろん任意保険にも入っておくほうが良い。  
(ヒント 下記2-⑤ワンポイント参照) 教本 P203
- ⑥ 原動機付自転車は強制保険に加入しなくてもよい。(ヒント 下記2参照) 教本 P202

#### 1、運転者などの義務・被害者になったとき・現場に居あわせたとき 教本 P194、195



事故の相手を確認する。免許証で住所、氏名、生年月日、免許証番号、車検証で所有者、使用者、車のナンバー、強制賠償保険の証書などで確認する。

## 2、自動車の所有者などの心得と保険制度 教本 P197

- ① 自動車の登録(届け出)・・・管轄の陸運局にナンバープレートをつける。  
原付・125CCまでの自動二輪車は、管轄の市役所に届け出し、ナンバープレートをつける。
- ② 自動車の検査(車検)・・・自動車(検査対象外軽自動車や小型特殊自動車を除く)は、一定の時期に検査を受け、自動車検査証(車検証)の交付を受け、検査標章を受ける。検査を必要としない車は、自賠責保険(強制保険)に加入すると保険証明書と保険標章が交付されます。保険標章はナンバープレートに付ける。(原付など)

ポイント



自分の原付の保険標章か保険証明書を見て保険期間が切れていないかチェックしましょう。

- ③ 定期点検・・・検査(車検)以外に車種や用途により定められた期間ごとに点検と必要な整備をしなければなりません。 教本 P200

重要

日常点検をしっかりとやっても定期点検や検査(車検)はうけなければならない。

ポイント



自家用の普通自動車は12ヶ月ごと実施  
自家用の大型自動二輪車、普通自動二輪車は12ヶ月ごと実施  
バイク屋さん、車屋さんで点検をしてもらいましょう。

重要

すべての車は6ヶ月毎に点検ではないよ!

重要

- ④ 自動車は、有効な自動車検査証(車検証)および自賠責保険証明書(強制保険)を備えていなければならない。原付は、自賠責保険証明書(強制保険)を備えていなければならない。  
教本 P199

かならず車に備えておかななければならない。  
別の場所に保管したらダメ!

- ⑤ 自動車の管理・・・不用意に他人に車を貸してはいけません。借りた人が事故をおこしたときは、その責任を負わなければならない場合があります。

教本 P200

勝手に車を持ち出されないようにカギの保管には十分注意すること!!

## 3、自動車保険の種類・・・強制保険(法律により必ず加入が義務付けられています。)教本 P202

重要

原動機付自転車もかならず加入しなければならない。

任意保険(任意に加入するもの)

高額な損害賠償、自損事故に備えて加入しておきましょう。

強制保険の損害賠償は、人身事故に限られています。支払い限度額、仮渡金も小額です。

重要

万一の場合に備えて任意保険に加入しておきましょう。 教本 P203

ポイント

